

5・6号機サービス建屋におけるけが人の発生に関する調査結果について

<概要>

(事象の発生状況)

- ・ 平成 22 年 11 月 26 日午後 2 時 38 分頃、5・6号機サービス建屋において、協力企業作業員が右手親指を負傷したため、救急車で病院へ搬送しました。
- ・ 診察の結果、「右母指末節骨開放骨折」と診断されました。

(平成 22 年 11 月 26 日お知らせ済み)

(調査結果)

- ・ 協力企業放射線管理員 2 名が放射能測定用の荷物を台車に載せて運搬していたこと。
- ・ 当該荷物は下部にキャスターが付いており、蓋はスライド回転するタイプであったこと。
- ・ 運搬作業で当該荷物を台車に載せて運ぶことは想定していなかったこと。
- ・ 荷物の固縛や荷物と台車の固縛をしなくても運搬可能であると判断してしまったこと。
- ・ 運搬中、通路に段差があり、これを乗り越えようとした際、当該荷物が台車からずれ落ちそうになったため、通りかかった別の協力企業作業員が支えようとしたところ、当該荷物が台車からずれ落ち、スライド回転した蓋と当該荷物の本体の間に右手親指が挟まれたこと。

(推定原因)

- ・ 運搬作業を行った放射線管理員 2 名が当該荷物を固縛等せず運搬したことから、通路の段差において、手伝った協力企業作業員が負傷したものと推定しました。

(対策)

- ・ 重量物の運搬にあたっては、落下や蓋のスライド回転に注意し、十分な固縛措置を行うこととします。
- ・ 重量物の運搬等の作業において、作業前の想定に変更があった場合は、再度十分な危険予知活動を行うよう協力企業関係者に周知徹底しました。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

平成 22 年 11 月 26 日午後 2 時 38 分頃、5・6号機のサービス建屋 1 階通路（管理区域*1）にて、協力企業作業員が台車を使用して荷物を移動していたところ、荷物が落ちそうになったことから、支えようとした別の協力企業作業員が、荷物本体と蓋の間に右手親指を挟み、負傷しました。

このため、同日午後 2 時 56 分頃、救急車を要請し、病院へ搬送しました。

なお、作業員に意識はあり、作業員の身体に放射性物質の付着はありません。

(平成 22 年 11 月 26 日お知らせ済み・公表区分Ⅲ)

その後、診察の結果、「右母指末節骨開放骨折」と診断されました。

2. 調査結果

調査した結果、以下のことがわかりました。

- ・当該荷物は、放射能測定用の鉛遮へい箱（約 140kg）であり、5号機の原子炉冷却材浄化系*²ポンプの点検作業エリアの作業環境測定や機材の汚染確認に使用するものであったこと。
- ・当該荷物は下部にキャスターが付いており、蓋はスライド回転するタイプであったこと。
- ・当該荷物の運搬作業は、協力企業の放射線管理員2名にて行うこととしており、事前のミーティング（危険予知活動含む）において、重量物の運搬を行うことについて、情報共有が図られていたこと。
- ・当該荷物にはキャスターが付けられているため、放射線管理員2名は、台車に載せて運搬することは想定していなかったが、運用上、当該荷物は台車に載せて運搬することとなっており、貸し出し員から台車に載せて運搬するように指導されたこと。
- ・その際、放射線管理員2名は、改めて十分な危険予知活動を行わず、当該荷物のキャスターにストッパーが付いていること、重心が低く安定していること、運搬経路の段差がさほど高くないと認識していたこと等の理由から、当該荷物を固縛せずに台車の上に当該荷物を載せて運搬してしまったこと。
- ・運搬中、通路に段差（約 100mm 高さのスロープ）があり、これを乗り越えようとした際、当該荷物が台車からずれ落ちそうになったため、通りかかった別の協力企業作業員が当該荷物を支えようと手伝いに入ったものの、当該荷物が台車からずれ落ち、反動で当該荷物の蓋がスライド回転し、蓋と当該荷物の本体（側面）の間に右手親指が挟まれ、負傷したこと。

3. 推定原因

当該荷物の運搬作業にあたり、放射線管理員2名は、当該荷物を固縛しなくても台車からずれ落ちず、蓋がスライド回転しないものと判断し、固縛しないまま運搬してしまいました。

運搬中、通路の段差にさしかかり、段差を乗り越えようとした際に、当該荷物が台車からずれ落ちそうになったことから、通りかかった別の協力企業作業員が当該荷物を支えようとしたところ、荷物が台車からずれ落ち、その反動で蓋がスライド回転し、蓋と荷物の本体の間に右手親指が挟まれ、負傷したものと推定しました。

4. 対策

本事象を踏まえ、以下の対策を実施します。

- ・キャスター付きの重量物を台車に載せて運搬する場合は、台車から落ちないように十分な固縛措置を行うこととします。
- ・運搬中に重量物の蓋がスライド回転する可能性がある場合は、スライド回転しないように十分な固縛措置を行うこととします。

なお、今回の当該荷物および同タイプの荷物については、荷物に注意喚起表示を取り付けるとともに固縛措置を実施しました。

また、重量物の運搬等の作業において、作業前の想定に変更があった場合は、再度十分な危険予知活動を行うよう、あらためて協力企業関係者に周知徹底を行いました。

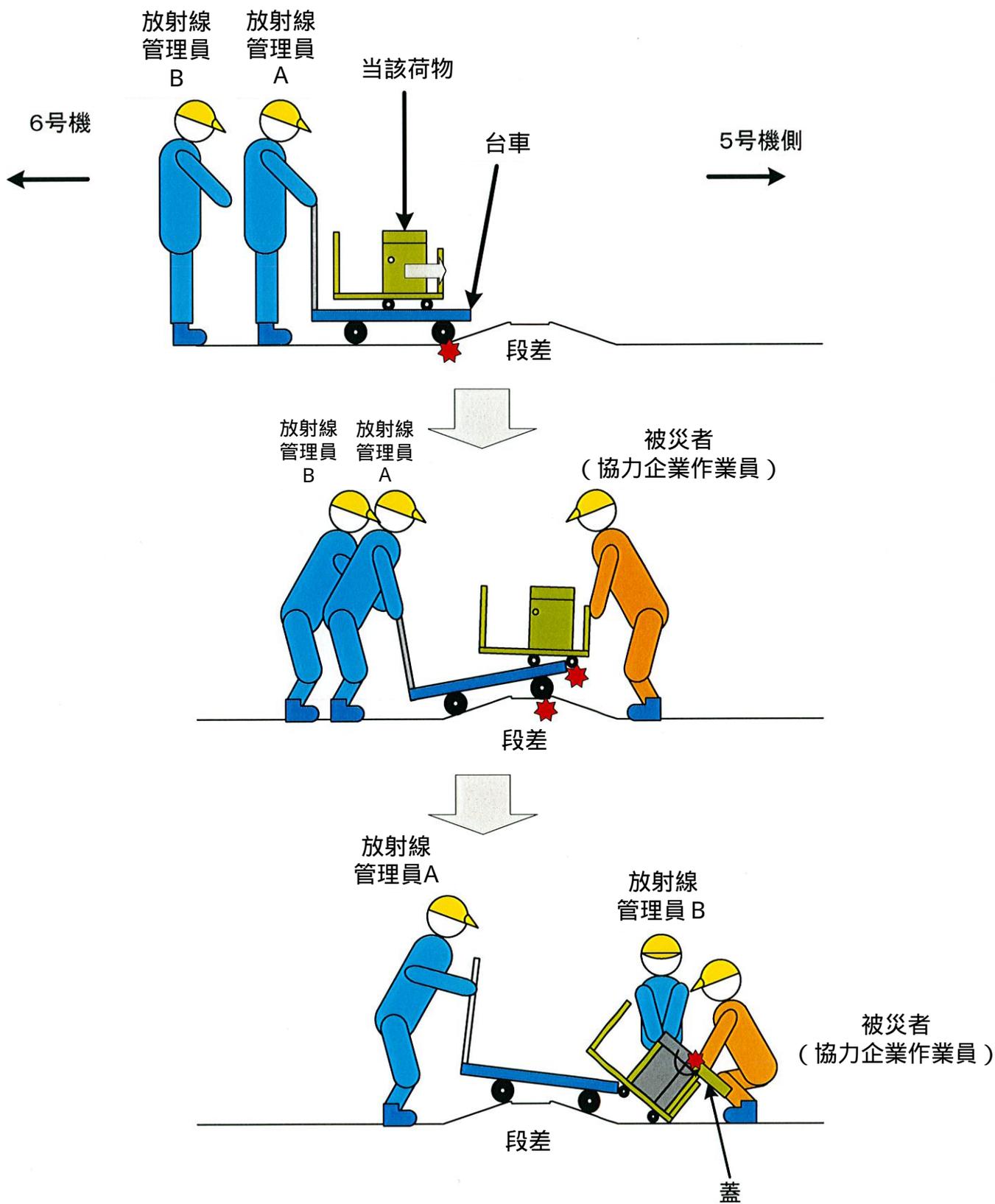
*** 1 管理区域**

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかる管理を必要とする区域。

*** 2 原子炉冷却材浄化系**

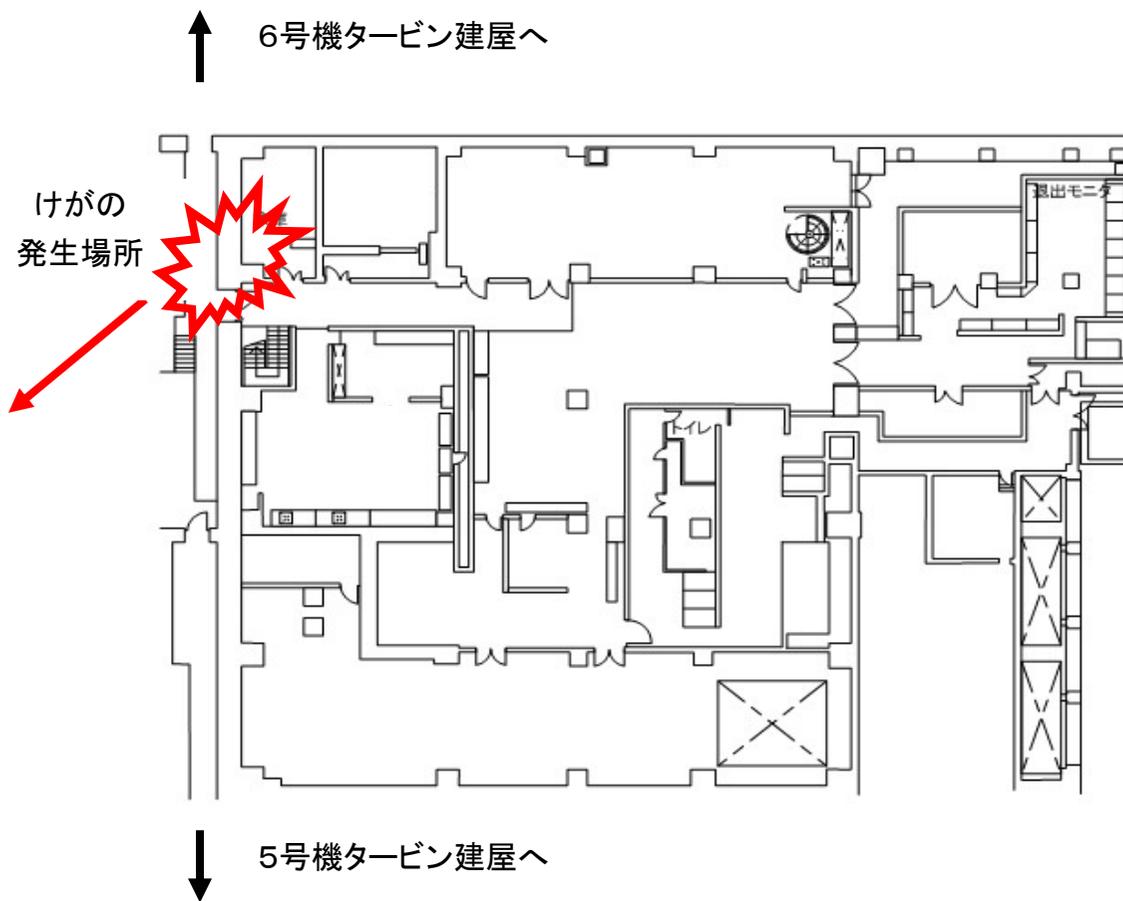
原子炉水中の不純物を除去し、水質を維持する系統。

挟まれ災害発生状況





運搬していた荷物(放射能測定用鉛遮へい箱)



5、6号機サービス建屋概要図